

## 自治基本条例審査特別委員会における指摘事項

関連条文	指 摘 事 項
前文	「一人一人」を「一人ひとり」としなかったのはどういう考え方なのか。
第1条 第2条	第1条本文中の用語「協働で取り組むまちづくり」が、第2条の定義規定では「まちづくり」と「協働」で別々になっている。「まちづくり」と「協働」をまとめれば、本来の第1条の目的に合致するのではないか。
第2条	「町民」の位置づけの中で外国人を除いているのはなぜか。外国人参政権について議論されたのか。 「その他の活動」はどのような活動を想定しているのか、分かりにくい。
第3条	町にも議会にも権限があるが、町民には権限がないので、「まちづくりを進める」という表現に違和感がある。
第3条 第4条	「余市町」は「町」になるのではないか。
第3条 第4条 第5条 第8条 第26条	「まちづくり」という言葉がたくさん出てくるが、「自治基本条例」という名称で差し障りはないか。「まちづくり」に傾きすぎているのではないか。 言葉が重複していて、これでは完全な「まちづくり条例」になってしまっている。第5章のまちづくりに全て持っていくべきだ。
第7条	「努めます」という表現が、押し付けているような捉え方をされる可能性はないか。
第9条	「重要な政策、計画等」となっているが、「等」を付けることによって際限なく広がる恐れがあるので、条例では「等」を付けるべきではない。
第16条 第17条	「自治基本条例」は「町政運営」だと思うが、「行政運営」と「財政運営」はどのように使い分けしているのか。
第19条	子どもたちが受け身に置かれている。他町村では、子どもの権利を明確に書いているところもあるのに、不十分ではないか。
第20条	「(町民の活動との連携)」となっているが、町民に対して上から目線ではないか。 「(町民の活動と町との連携)」とすべきではないか。 「協働のまちづくり」が第1条と重複している。
第23条	「心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくり」とは、何を意味しているか。誰もが分かるような表現でなければならない。
第24条	「産業の振興」「働く場の確保」「移住の受入れ」これを一つの項にまとめてしまっているのか。 「誇りを持てる職場づくり」は誰がやるのか。職場は企業、働いている従業員がつくっていくと思うが、町民と町がつくるとはどんなイメージなのか。 第7条第2項との整合性はどうか。
第25条 第26条	情報公開、情報共有の部分で、原則公開を明記すべきだったのではないか。
第29条	第33条でも「交流」になっているが、町民は他の町民とは違うのだから、「意見交流」は「意見交換」の方が分かりやすいのではないか。
第30条	第2項、第3項は不要ではないか。手法を載せる必要はないし、投票条例があると誤解を受けかねない。 町民の権利について明記が必要ではないか。
第31条 第32条 第33条 第34条	非常に分かりづらい文章になっている。
第33条 第34条	「環境、福祉、観光等」、「教育、文化、産業、観光など」と、条項ごとに並びが一定していないことと、「等」、「など」が統一されていないことが分からない。
第36条	見直しをするということは、逆に言うと不備な条例を作っていることになるのではないか。最高規範なのだから、見直しなどあり得ない。
全般	策定委員会の思いもあるだろうが、きちんと文言整理するのが行政である。間違いではなくとも、分かりやすく整理する責任がある。